

「国民健康保険」からの

お知らせ

国民健康保険証が

切り替わります

12月1日は、国民健康保険証の切り替えの日です。

新しい保険証(個人単位のカード)は、11月下旬に世帯主様宛に簡易書留郵便でお届けします。

保険証が届いたら、すぐに記載内容に誤りがないか確認ください。

■配達時に不在の場合は・・・

12月2日(日)までは、各郵便局

国民健康保険の

被保険者証と被保険者証が
12月1日から切り替わります。



■国保の加入・脱退の

手続きは忘れなく

「届いていない」と思われても、世帯のどなたかが受け取っておられることもありますので、ご家庭での確認もお願いします。

国保に加入、脱退するときには必ず届け出が必要です。保険医療課または、各地域局で、お早め(14日以内)に手続きをお願いします。

■届け出に必要なもの・・・

お手持ちの保険証または、事業所の資格取得(喪失)証明書、印鑑

国保に加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■養父市に転入してきたとき(職場の健康保険に加入していない場合) ■職場の健康保険(扶養家族)をやめたとき ■子どもが生まれたとき ■生活保護を受けなくなったとき 	国保に加入しなければならぬのに届け出が遅れると、その間の医療費はやむを得ない場合を除き全額負担となります。また、国保税をさかのぼって納めることとなります。
国保をやめるとき	<ul style="list-style-type: none"> ■他の市町村へ転出するとき ■職場の健康保険(扶養家族)に加入したとき ■死亡したとき ■生活保護を受け始めたとき 	国保をやめる届け出が遅れると国保税が課税されたままになります。また、誤って国保の保険証を使用すると市が負担した医療費を返還していただくこととなります。
その他のお届け	<ul style="list-style-type: none"> ■養父市内で住所が変わったとき ■世帯主や氏名が変わったとき ■就学のため、養父市以外に住所を定めるとき ■保険証を紛失したとき 	

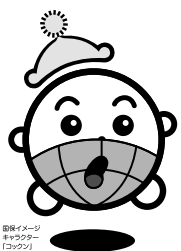
「存じですか？」

一部負担金の減免制度

国民健康保険では、一部負担金を支払う義務を負う世帯主または世帯に属する方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡したり、障がい者となられたとき、資産に重大な損害を受け、その支払いが困難なときに、一部負担金を減額、免除、徴収猶予をする制度があります。

制度の利用には、申請が必要です。減額等の期間は、6カ月以内に限りです。

詳しくは、保険医療課へお問い合わせください。



国保イメージキャラクター「コウゴン」

お問い合わせ

健康福祉部保険医療課
 (☎) 662・3165
 養父地域局
 (☎) 664・0282
 大屋地域局
 (☎) 669・0120
 関宮地域局
 (☎) 667・2331

「高額医療・高額介護合算制度」

のお知らせ

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用して、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。平成23年度分（平成23年8月から平成24年7月分）の申請の受付を平成24年12月から開始します。

制度の趣旨

医療保険では医療費の自己負担額について、1カ月ごとの「自己負担限度額」が設けられており、自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。

また、介護保険でも同様に、介護サービスの自己負担額について、1カ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

しかし、医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担は大きくなることから、これを緩和する目的で制度が創設されています。



制度の概要

1年間（前年8月1日から当年7月31日、以下「計算期間」という。）の医療と介護の自己負担の合算額が算定基準額（表1）を超えた場合、超えた部分を支給します。

（表1）算定基準額

負担区分	算定基準額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

※算定結果が500円以下の場合には支給できません
 ※区分Ⅱ：世帯員全員が、住民税非課税の場合
 ※区分Ⅰ：「区分Ⅱ」のうち、その世帯の所得が0円である場合
 年金所得は、所得控除を80万円として計算します

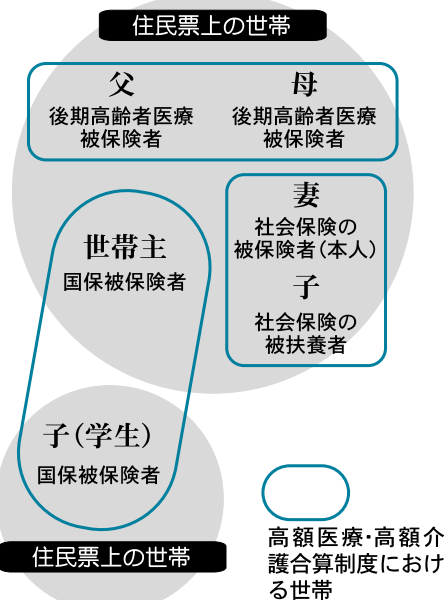
合算の範囲

基準日（計算期間の末日、通常7月31日）時点で加入している医療保険の世帯単位で、計算期間中に、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。

なお、入院の際の食事代や差額ベッド代などは対象になりません。

住民票上で同じ世帯でも、加入している健康保険が異なるときは、別世帯となり合算できません。（図1）
 また、医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

（図1）高額医療・高額介護合算制度における世帯



【お問い合わせ】

- 健康福祉部保険医療課 (☎662-3165)
- 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター (☎078-326-2612)

申請窓口

基準日時点で加入していた医療保険の窓口で申請します。養父市内にお住まいの後期高齢者医療の被保険者は、保険医療課で受付します。
 なお、対象となる世帯については、平成24年12月中旬以降に申請の案内を送付しますので、申請方法などを確認ください。

申請に必要なもの

被保険者証、印鑑、振込先口座を確認できるもの（通帳等）。
 加入する医療保険、介護保険に変更があった人は、以前の保険での「自己負担額証明書」が必要です。